

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第10条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 7 徳土 打樋川 徳・論田他 河道計画検討業務 仕様書

1. 業務概要

本業務は、二級河川勝浦川水系打樋川は河道計画が定められていないことから、治水、利水、環境に関する現状と課題を踏まえた具体の整備目標及び整備内容について検討を行い、その根拠資料を整理するものである。

2. 業務内容

2.1 打樋川河道計画

(1) 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、課題点及び設計における着目点を整理し、業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

本業務に必要な以下の資料の収集整理を行う。

- ・ 降雨、水位、流量データ
- ・ 河川縦横断平面図
- ・ 既往治水事業
- ・ 既往洪水実績
- ・ 水利用状況（水利権台帳等）
- ・ 環境調査関連資料
- ・ その他検討に必要な資料

(3) 現地踏査

本業務の実施にあたり収集資料等を基に現地踏査を実施し、流域及び河道の特性を十分に把握する。

(4) 現況河道解析

1) 現況河道特性の検討

現地調査及び測量結果を基に現況河道特性（粗度係数等）を整理し、現況河道の流下能力検討の基礎資料とする。

2) 現況河道の流下能力検討

打樋川樋門から上流 2.1km までの間の改修状況を考慮した河道断面特性をもとに、現況河道の流下能力検討を実施し、流下能力図としてとりまとめる。現況河道の流下能力検討は、不等流計算（レベル 1）によるものとし、現状の流下能力障害箇所（要因）の抽出を行う。

検討区間：打樋川樋門～上流 L=2.1km 区間

断面間隔：100m 間隔

(5) 河道計画検討

1) 計画規模の設定

効率的な河道改修計画を立案するにあたり、事業区間、目標とする治水安全度（暫定計画の治水安全度）、整備方針などの基本事項の検討を行う。計画規模は、基本的降雨量の年超過確率で評価することとし、その設定にあたっては、河川の重要度、既往高水による被害の

実態、経済性、上下流のバランス等を総合的に考慮して定める。

2) 計画平面形状の検討

河道周辺の地盤高、土地利用形態等を勘案し、現況の平面形状を基本とする。検討は、完成時、暫定時の 2 ケースについて行うものとし、暫定時の検討は完成時における手戻りがないように配慮したものとする。

3) 計画横断形状の検討

計画横断形状の検討を行い、計画横断図としてとりまとめる。なお、計画横断図は、完成、暫定を記載するものとする。

4) 水理検討

上記 2)、3)の検討に際しては、水理検討（不等流計算）を行い、所要の治水安全度を満足することを確認する。また、計画（完成、暫定）断面における H-Q 式を作成する。

5) 概算工事費算定

「(4)河道計画検討」により作成した平面計画図、横断計画図を基に、全体事業費及び暫定改修に必要な概算事業費を算定する。

(6) 照査

各重要決定事項に際し、照査を行い、管理技術者に提出する。

(7) 報告書作成

前述までの作業の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。提出する成果は次のとおりである。

- 1) 紙媒体報告書（A4 チューブファイル綴じ）：2 部
- 2) 報告書原稿（電子データ）：2 部（正・副 2 枚）

2.2 打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮する。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ時（2 回）
- 3) 成果品納入時